

傷害見舞金等支給規定

この規定は、menu 株式会社(以下「当社」という)の menu 配達パートナーの傷害見舞金の支給に関する事項を定めるものです。なお、当社は menu 配達パートナーよりかかる傷害見舞金支給の対価を受受するものではなく、当社が保険業を提供するものではないことを、menu 配達パートナーは理解し、同意するものとします。

(定義)

第1条 本規定で用いる語句の意義は、以下に定めるとおりとします。

- ① 「本サービス」とは、当社が提供するデリバリー出品者がデリバリー商品をユーザーに配達することを目的とした、注文データの処理、配送員の確保の仲介その他の機能、およびこれに付随・関連して当社が提供するサービスの総称をいう。
- ② 「出品者」とは、当社と本サービスの利用契約を締結し、本サービス上に自己の情報及び商品の情報を掲載するものをいう。
- ③ 「ユーザー」とは、本サービスを利用する者で、出店者の商品を購入しようとするものをいう。
- ④ 「menu 配達パートナー」とは、本サービスに登録された配達を行うものであってユーザーが注文した飲食物を配達する menu 配達パートナーとして登録された個人のことをいいます。
- ⑤ 「デリバリー商品」とは、ユーザーが本サービス上でデリバリーの方法を選択して注文した商品をいう。

(給付対象者の範囲)

第2条 この規定は、本サービス上でデリバリー商品を配達中の menu 配達パートナーに適用する。配達中とは、menu 配達パートナーが本サービスのアプリケーション上で配達依頼を了承した時から、デリバリー商品を出品者から受け取り、配達完了するまでの間をいい、注文のキャンセルが入った場合は、配達完了した時、もしくは注文キャンセルのどちらか早い方までをいう。

(受給者)

第3条 本規定に定める傷害見舞金は、給付対象者本人またはその法定相続人に支給する。

(死亡・後遺障害見舞金)

第4条 給付対象者が配達中に傷害(注1)を被り、その直接の結果として、傷害を被った日

からその日を含めて 180 日以内に死亡または後遺障害(注 2)が生じた場合、死亡・後遺障害見舞金として別表 1 の金額を支給する。

(注 1) 傷害

急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害（身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含み、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）をいう。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除く。

(注 2) 後遺障害

治療の効果が医学上期待できない状態であって、給付対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいう。

(傷害見舞金)

第 5 条 給付対象者が配達中に傷害を被り、治療(注 1)を要し入院(注 2)または通院(注 3)したときは、以下の条件に従って、傷害見舞金として次の金額を支給する。なお、死亡・後遺障害見舞金を支給する場合も、傷害見舞金を支給する。

給付内容	対象期間	給付限度額(menu 配達パートナー1 名あたり、1 事故あたり、円単位)
医療見舞金(注 4)	配達中	400,000 円
死亡見舞金 葬式費用 (注 5)	配達中	死亡見舞金: 10,000,000 円 葬式費用見舞金: 1,000,000 円
後遺障害見舞金(注 6)	配達中	10,000,000 円
1 日あたりの入院に伴う見舞金(注 7)	配達中	7,500 円(30 日を限度とする)
入院時一時金(注 8)	配達中	10,000 円
後遺障害等級の確定に要する費用(注 9)	配達中	実際に要した額

(注 1) 治療

医師または柔道整復師が必要であると認め、医師または柔道整復師が行う治療をいう。

(注 2) 入院

menu 配達パートナーが配達中に傷害を被り、その直接の結果として、自宅等での治療が

困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。なお、入院した日数には、臓器の移植に関する法律(平成 9 年法律第 104 号)第 6 条(臓器の摘出)の規定によって、同条第 4 項で定める 医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置には、医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含む。)であるときには、その処置日数を含む。

(注 3) 通院

menu 配達パートナーが配達中に傷害を被り、その直接の結果として、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることを言い、治療を伴わない、薬剤、診断書の受領等のためのものも含む。

(注 4) 医療見舞金

配達中に事故が発生した場合、X 線検査、手術、投薬、診断書取得等の必要な医療費用(実際に支払った費用)を給付限度額を上限として支払うこと。さらに、救急費用についても給付限度額を上限として支払う。

(注 5) 死亡見舞金、葬式費用

配達中の事故により、不幸にも menu 配達パートナーが死亡した場合、扶養者や相続人は一時金を受け取れる。また葬式費用は実際に支払った費用を限度に支払う。

(注 6) 後遺障害見舞金

配達中の事故により、menu 配達パートナーに後遺障害が生じた場合、一時金を受け取れる。見舞金額は後遺障害の症状によるものとする(別表 1 参照)。

(注 7) 1 日あたりの入院に伴う見舞金

配達中の事故により、menu 配達パートナーが入院した場合、入院後当該事故によるケガにより就業不能および自宅療養となった場合、30 日を上限に見舞金を受け取ることができる。ただし、医師によって、医学的見地により就業が困難であることの証明を必要とする。

(注 8) menu 配達パートナーが、配達中の事故により 1 日あたりの入院に伴う見舞金が支払われ、かつ 2 日以上入院した場合に一時金を受け取ることが出来る。

(注 9) 後遺障害等級の確定に要する費用

第 4 条の後遺障害が発生した場合に、menu 配達パートナーが自身の後遺障害等級を当社に提示するために要する専門機関への委託費用等のこと。

(見舞金等の支給制限)

第 6 条 給付対象者が、配達中に負った傷害が次の各号に該当するときは、本規定に定める見舞金等を支給しない。

- (1) 給付対象者の故意または重大な過失に起因するとき
- (2) 給付対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するとき
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の 事変または暴動(注 1)
- (4) 核燃料物質(注 2)もしくは核燃料物質(注 2)によって汚染された物(注 3)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由
- (5) (3)および(4)の事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由
- (6) 風土病
- (7) 給付対象者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用
- (8) 給付対象者が法令に定められた運転資格(注 4)を持たないで、または、道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)第 65 条(酒気帯び運転等の禁止)第 1 項に定める酒気を帯びた状態での自動車または原動機付自転車の運転
- (9) 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(注 5)腰痛またはその他の症状を訴えている場合で、いずれも給付対象者にそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの

(注 1) 暴動、群衆または多数の者の集団行為によって、全国又は一部の地区において著しく平 穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。

(注 2) 核燃料物質 使用済燃料を含む。

(注 3) 核燃料物質により汚染された物 原子核分裂生成物を含む。

(注 4) 法令に定められた運転資格 運転する地における法令によるものをいう。

(注 5) 頸部症候群 いわゆる「むちうち症」をいう。

(請求手続き)

第 7 条 給付対象者が、本規定に基づく給付を請求する場合には、その書類を当社に提出しなければならない。(※以下の書類は一例)

- (1) 傷害見舞金等支給規定に規定する見舞金の申請に関する書類

(2) 医師または柔道整復師の診断書、治療等に要した費用の領収書等

(3) その他、当社が必要と認める書類

(適用日)

第8条 本規定は、2021年6月26日から適用する。

以上

【別表 1】 死亡・後遺障害見舞金

		見舞金
死亡		10,000,000 円
等級	後遺障害	見舞金
第 1 級	(1)両眼が失明したもの (2)咀 そ しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	10,000,000 円
第 2 級	(1)1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試 視力表によるものとします。以下同様とします。)が 0.02 以下になったもの (2)両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	8,900,000 円
第 3 級	(1)1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2)咀そしゃくまたは言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	7,800,000 円
第 4 級	(1)両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの	6,900,000 円

	<p>(2)咀嚼しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3)両耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(4)1 上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>(5)1 下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>(6)両手の手指の全部の用を廃したものの(手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、母指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)</p> <p>(7)両足をリスト関節以上で失ったもの</p>	
第5級	<p>(1)1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの</p> <p>(2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(4)1 上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>(5)1 下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>(6)1 上肢の用を全廃したもの</p> <p>(7)1 下肢の用を全廃したもの</p> <p>(8)両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)</p>	5,900,000 円
第6級	<p>(1)両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの</p> <p>(2)咀嚼しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(5)脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>(6)1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの</p> <p>(7)1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの</p> <p>(8)1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指を失ったもの</p>	5,000,000 円
第7級	<p>(1)1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</p> <p>(2)両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3)1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p>	4,200,000 円

	<p>(4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの</p> <p>(8)1足をリスト関節以上で失ったもの</p> <p>(9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11)両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。なお、第1の足指にあっては指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)(12)外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13)両側の辜こう丸を失ったもの</p>	
第8級	<p>(1)1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2)脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの</p> <p>(5)1下肢を5cm以上短縮したものの</p> <p>(6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの</p> <p>(7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの</p> <p>(8)1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9)1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10)1足の足指の全部を失ったもの</p>	3,400,000円
第9級	<p>(1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2)1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3)両眼に半盲症、視野狭窄さくまたは視野変状を残すもの</p> <p>(4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p>	2,600,000円

	<p>(5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6)咀嚼および言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8)1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9)1 耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12)1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの</p> <p>(13)1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの</p> <p>(14)1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの</p> <p>(15)1 足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(16)外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(17)生殖器に著しい障害を残すもの</p>	
第 10 級	<p>(1)1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの</p> <p>(2)正面視で複視を残すもの</p> <p>(3)咀嚼または言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4)14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(6)1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの</p> <p>(8)1 下肢を 3cm 以上短縮したもの</p> <p>(9)1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの</p> <p>(10)1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11)1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	2,000,000 円
第 11 級	<p>(1)両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p>	1,500,000 円

	<p>(2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4)10 歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの</p> <p>(5)両耳の聴力が 1m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6)1 耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7)脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8)1 手の示指、中指または環指を失ったもの</p> <p>(9)1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの</p> <p>(10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	
第 12 級	<p>(1)1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2)1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3)7 歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの</p> <p>(4)1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>(5)鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6)1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(7)1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(8)長管骨に変形を残すもの</p> <p>(9)1 手の小指を失ったもの</p> <p>(10)1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの</p> <p>(11)1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの</p> <p>(12)1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの</p> <p>(13)局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>(14)外貌に醜状を残すもの</p>	1,000,000 円
第 13 級	<p>(1)1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</p> <p>(2)1 眼に半盲症、視野狭窄さくまたは視野変状を残すもの</p> <p>(3)正面視以外で複視を残すもの</p> <p>(4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</p> <p>(5)5 歯以上に対し歯科補綴てつを加えたもの</p> <p>(6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p>	700,000 円

	<p>(7)1手の小指の用を廃したもの</p> <p>(8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(9)1下肢を1cm以上短縮したもの</p> <p>(10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの</p> <p>(11)1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p>	
第14級	<p>(1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの</p> <p>(2)3歯以上に対し歯科補綴を付けたもの</p> <p>(3)1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4)上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(5)下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(6)1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(7)1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>(8)1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの</p> <p>(9)局部に神経症状を残すもの</p>	400,000円